

一九九〇世界農林業センサスの概要

五 味 紘 一

一、世界農林業センサスの目的と沿革

平成二年一一月に、一九九〇年世界農林業センサスの結果概要が農林水産省から公表されました。

世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造なり、生産の基礎となる諸条件を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにすることとともに、国際連合食糧農業機関(FAO)が提唱する「世界農業センサス計画」に参加し、農林業の国際比較に必要な統計の整備を目的として、一〇年ごとに行っています。我が国は、昭和二五年(一九五〇年世界農業センサス)から実施(ただし、林業は一九六〇年センサスから)しており、今回五回目に当たりますが、その中間年次に我が国独自の農業センサスも行っており、これを合わせますと今回で九回目を数えるこ

とになります。

今次センサスの調査体系の大枠は、従来同様に農業部門と林業部門に関する調査を併せて実施していますが、農業部門の中では従来からの農業事業体調査（農家及び農家以外の農業事業体）、農業集落調査のほか新たに農業サービス事業体調査を加え、林業部門は従来同様に林業事業体調査（林家及び林家以外の林業事業体）及び林業地域調査からなり、全体で五本の柱から編成されています。

二、今次センサスの主な改正点

今日、お話ししたい内容は、農業部門にしばらせていただきたいと思いますが、その前に、今次センサスの実施に当たっては、農業情勢の変化を踏まえ、農業事業体の定義の変更、調査農家の二区分、新たな農家分類の採用等大幅な改正を行っておりますので、これらについて触れたいと思います。

その一つは、農業事業体の下限基準を経営耕地面積一〇a以上（例外規定として農産物販売金額一五万円以上）としたこと。此案

内のように、一九五〇年世界農業センサスから前回の一九八五年農業センサスまでの八回のセンサスにおいては、農業事業体の定義は、「経営耕地面積が東日本一〇a（一反歩）以上、西日本五a（五畝歩）以上又はそれ未満でも農産物販売金額が一定額以上（例外規定）」と定めてきました。当時、東日本、西日本と分けて別々に設定しましたのは、両者の間で耕地利用率と土地生産性に較差があるということを主な理由としていましたが、今日に至っては両者の間に較差がみられなくなり、東西日本で差を設ける積極的理由もないからであります。また、例外規定の下限基準は、経営耕地一〇a当たりの

一般的の作物粗収益等に見合う一五万円を設定している訳です。

その二つは、調査農家を販売農家と自給的農家に区分したこと。

近年、農家の兼業化や農家世帯員の高齢化が進行する中で、生計の大半を農外所得、年金等に依存し、農業生産は自給的なものなどまるで小規模な農家のシェアが高まっており、こうした状況下では、農家を基本的に等質なものとみてきた現行の農林統計調査の方法では農業の実態を的確に把握し難いという問題が生じてきました。このため、今次センサスでは、商品生産を主たる目的として農業を営む「販売農家」と、飯米自給などを主たる目的としている「自給的農家」に区分し、前者についてはほぼ従来どおりの農業経営全般にわたる調査を行い、後者については資源量（農地、労働力等）などを基本的な項目に限定した調査としています。

分点の考え方は、農産物の自家消費相当額と同等額以上の農産物販売額があるか否かとし、より具体的には経営耕地面積三〇a以上又は農産物販売金額五〇万円以上の農家を「販売農家」とし、これ以外を「自給的農家」とした訳です。

その三つは、農作業受託を「農業」の範囲に含めたこと。これまで農家分類の専兼業別分類及び農業労働力保有状態別分類の基準となる農業収入及び農業労働力の「農業」の範囲については、「自家農業」の概念を用い、農作業受託は兼業（自営業）扱いとしてきました。しかし、農作業受託を行っている上層農家では保有労働力や農業機械の稼働率の向上を図り、積極的に経営規模の拡大を図つており、農作業受託も農業経営の一環として位置付けられる傾向が強いとみられます。今次センサスでは、農作業受託を「農業」の範囲とし、「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念

を導入しております。このため、新しい農家分類で農業という場合は、すべて自営農業のことを指しています。

その四つは、新しい分類を採用したこと。農業経営規模を表わす分類として、新たに「農業投下労働日数規模別分類」を、又農家の性格を表わす分類として「農家類別分類」(ただし、概数速報では公表されず、詳細報告書参照)を新たに追加しています。

その五は、農業サービス事業体調査を導入したこと。農家の兼業化が進行する中で、農地の賃貸借とともに農作業受委託が進展し、地域農業生産は個別農家では完結せず、他の農家との相対請負のはか、農業生産組織、農協(育苗センター、ライスセンター等)等による農作業サービスが深くかかわるようになっています。そこで、農業サービスの実態を明らかにするとともに、農業事業体調査と関連させて、地域農業生産構造を総合的に把握しようとするものです。

三、農家調査結果

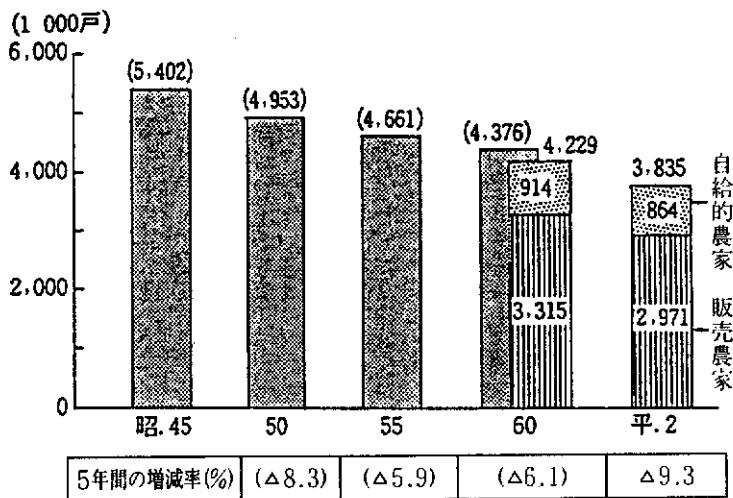
(1) 農家

◎農家数三八三万戸
平成二年二月一日現在(沖縄県は平成元年一二月一日現在)の全国の総農家数は三八三万五〇〇〇戸と、四〇〇万戸を下回りました。

(図1)

もつとも、ここで単純に四〇〇万戸を切ったという説には参りません。それは、先ほど今次センサスの改正点のところで述べましたように、今次センサスでは調査対象の下限を変更しておりますから、これを考慮する必要があります。ご参考までに、旧来の定義で推定(照査表段階でチェック)しますと、全国では四〇一万戸になり、

図1 総農家数の推移



注：1 昭和45～55年及び60年の()内は旧定義(「農業事業体調査の改正点」を参照)による農家数及び増減率である。

2 昭和60年の農家数(4,229千戸)は新定義により組替え集計したものである。

ギリギリ四〇〇万戸を維持しております。

もつとも、時系列比較する場合には、今次センサスのフレームに合させて、前回の一八八五年センサス値を組替えることによって可能であり、図1のグラフ中、右側の棒グラフ、四三三万九〇〇〇戸がそれです。従って、この調整値でみると、明らかに四〇〇万戸を切っており、こうした見方もできるかと思います。

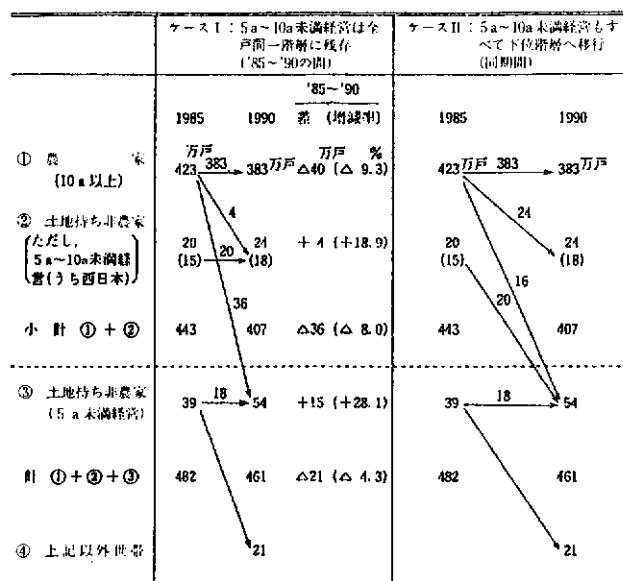
更に、ここで注目したい点は、この五年間における農家数の減り方です。新定義では、九・三%、年率にして二%、旧定義でもハ・四%（年率一・七%）減少していまして、経済の高度成長期でありました四〇年代後半のそれに匹敵ないしは上回る減少率を示しています。こうした意味では、四〇〇万戸を割ったといってよいほどの構造的変化を今次センサスは浮き彫りにしていると思います。

一九七五年センサス時にも、農家数が五〇〇万戸を切って、そのド拉斯ティックともいえる変貌が注目されましたが、今次センサスの結果も同様で、果たして本格的な構造的変化に向けて機が熟したとみるべきかどうか、大きなポイントであります。

ご参考までに、農家数の減少パターンと農地の減少要因に触れておきたいと思います。

一つは、この五年間に四〇万戸の農家が農家でなくなった訳ですが、それはどのようにしてなくなつたのかということ、つまり減少パターンでございます。図2にケースIとIIの二つのタイプを示しておりますが、この違いは、経営耕地面積五a～一〇a未満層がこの五年間にそのまま残存している場合（ケースI）とそれがすべて下位階層へ移行した場合（ケースII）です。この両者による落差の違いはあるものの、農家等の性格別の変化を前回と今回時点のストック

図2 農家数の減少パターン（試算）



注：1 上記の② ③欄の△数は、実査時に照査表にてチェックし、把握したものである。

2 ③欄の「土地持ち非農家」とは、東西日本の5a未満経営世帯でも耕地面積及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯である。

3 ④欄の「上記以外世帯」とは、耕地面積及び耕作放棄地を5a以上所有していない世帯である。

量の動きでみていただきたいと思います。農家は、ご案内のように今回販売農家と自給的農家に区分しています。この五年間では販売

農家は一〇・四%減少し、一方自給的農家も減り方こそ五・四%と前者の半分程度となっていますが、増加するには至らず、結局農家数全体で九・三%、四〇万戸が農家でなくなっている。次に農家の一ランク下の階層である五a～一〇a未満層（従来、西日本では農家として扱われてきた層に東日本の五a～一〇a未満をえたもの）は、上層からの落層もあって、さすが五年前の二〇万戸から一四戸に増加していますが、わずか四万戸の増にすぎない。結局、経営耕地五a以上世帯では五年前の四四三万戸から四〇七万戸で三六万戸減少しており、この三六万戸は五a未満層へその性格が変化したことになります。問題は、その存在形態です。

センサスの照査表では、いわゆる土地持ち非農家について耕地及び耕作放棄地を五a以上所有している世帯について把握しており、こうした世帯から先ほど述べました経営耕地五a～一〇a未満世帯を差し引いた世帯（図中の表側では③）は五年前の三九万戸から五四万戸との間に一五万戸増加しています。これらの世帯は少なくとも、一定面積以上の土地を保有していますが、残り（三六万戸～一五万戸）の二一万戸は一定面積以下又は挙家離村した世帯もあるうかと思います。

いずれにしても、この五年間の動きをみると、販売農家が著しく減少し、その一方で大量の土地持ち非農家等を出現させるなど、農家の階層別変動が一層大きくなっているのではないかと推察をしている訳です。③欄の土地持ち非農家の大部分は農地の出し手として、現居住地にとどまっているとみられますが、④欄の世帯は挙家

離村したものが多く含まれているとみられ、その動きに注目したいと思います。

二つ目の点ですが、四〇万戸の農家数の減少と共に、注目しておきたいことは二〇万haの耕地が減少していますが、この土地はどうよくなつたかということです。

マクロ的にみますと、この五年間では宅地、工場敷地など農外に転用された面積が約半分を占め最も多い訳ですが、これは今回に限らず五〇年代後半も同程度であり、むしろ今回目立っていますのは「耕作放棄地」であり、これは非農家（四万二千haから六万六千ha）のみならず、農家（九万三千haから一五万一千ha）でも増大しております。これらの要因としては、担い手の高齢化、労働力不足等いろいろなことが影響しているとみられます。後ほど紹介します農地流動化が一層進展している一方ではこうした耕作放棄地という問題が顕在化してきていることも確かです。

◎大規模階層の農家数が増加

販売農家を経営耕地規模別にみると、この五年間に都府県では二・〇ha以上の階層の農家が増加し、三・〇ha未満の階層の農家が減少しています。この増減分岐層は、昭和三〇年代前半は一haでしたが、それ以降センサスの度毎に〇・五haづつ上昇し、四五～五〇年には二・五haとなり、五〇年代にも同規模で推移してきましたが、この五年間には後述します賃貸借を主体に農地の流動化が一層進展し、一五年振りに上昇しました。一方、北海道ではこの五年間にはほぼ二〇haを境にこれ未満層で減少し、これ以上層で増加しておりまして、この増減分岐層は四〇年代後半以降変わつていません。

このように上層階層では引き続き上昇エネルギーのある農家が存在し、着実に増加する動きは明るい面です。問題はそのテンポですが、それは後ほど経営耕地の集積状況のところで触れたいと思います。

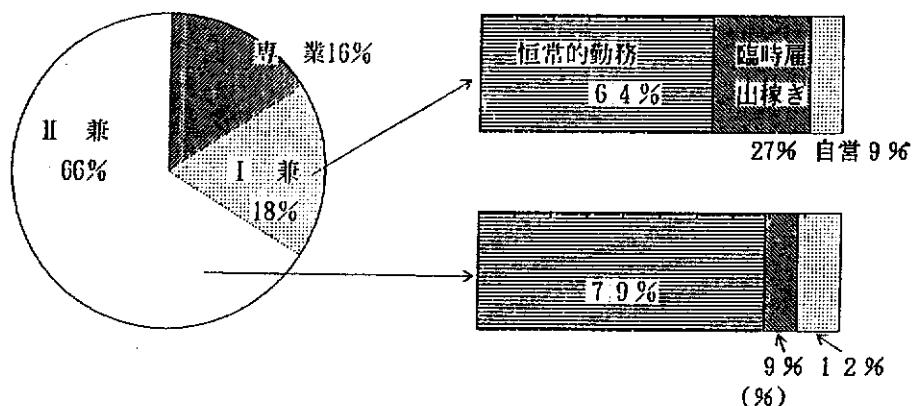
◎ I 兼の変動が著しい

担い手農家への接近として、専兼別統計が用いられていますが、この分類は家の性格として分類（第一次）されていてもあって必ずしも的確に担い手農家を析出できないという難点があり、余り評判がよくない訳ですが、兼業化等の長期的時系列比較の問題もあって今回も採用しています。ただし、従来と違う点は、販売農家について専兼分類を行っており、その性格がより鮮明になっていると思います。

専兼別の構成割合は、専業農家が一六%、第一種兼業農家（以下「I 兼」という。）が一八%、第二種兼業農家（以下「II 兼」という。）が六七%となり、専業やI 兼が非常に小さなシェアに低下しています。（図3）しかも、今回の注目点は、専業農家の減り方（この五年間）は一〇%ですが、I 兼農家が一九・六%も減ったようになっています。専業農家は、この五年という時期は農業では農産物の需給調整が進められ、農産物価格も低下するなどひじい情勢にあった一方農外雇用環境は極めて良好に推移するなど、こうした要素が農家の兼業深化に大きく影響しているかとも思われます。こうした階層別変動の詳細は、今後の「構造動態統計結果」を待たなければなりませんが、恐らくI 兼からII 兼の方にかなり移行しているのではないかと推察されます。又、専業農家においても、担い手の高齢化が進

図3 専兼業別農家数構成（販売農家）

[家としての兼業種類別構成]



区分		計	専業	I兼	II兼	
旧専兼業別	構成比	平. 2	100.0	15.1	18.2	66.7
		昭. 60	100.0	15.0	22.9	62.1
	増減率 (平. 2/昭. 60)	△ 10.4	△ 10.2	△ 28.6	△ 3.7	

注：この表は、統計の連続性を見るため、旧定義によって計算したものである。

み、販売農家にあっても高齢専業農家が増大していますが、これは定年退職によってⅡ兼から高齢専業農家に移行するケースも引き続き進んでいるのではないかと思われます。

いずれにしても、担い手農家は、専業農家のうち男子生産年齢人口のいる農家の三三二万戸とⅠ兼のうち世帯主農業専従の三八万戸の合わせて七〇万戸くらいという見方もできるかと思います。

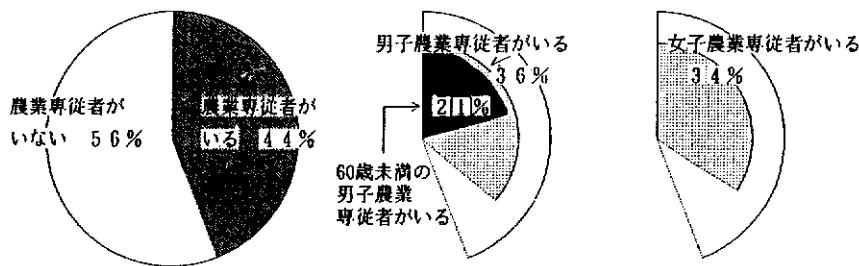
◎農業専従者のいる農家は四四%

担い手農家の統計としては、図4の農業労働力保有状態別統計がよく利用されます。特に、長期見通しや行政一般に担い手に関する“中核農家”という表現がよく使われますが、それは統計的には同統計の中にある“六〇歳未満男子農業専従者のいる農家”を指しておりまして、統計用語には“中核農家”というのはない訳です。

販売農家で農業専従者のいる農家は、四四%、このうち六〇歳未満男子農業専従者のいる農家は二一%と約半分、一方農業専従者のいない農家が五六%を占めています。今回の注目点は、この五年間に担い手農家ほど減少していることであり、農業専従者のいる農家は一七・一%、更に六〇歳未満男子農業専従者のいる農家は二七・七%と総農家の三倍のテンポで減少しております。

こうした担い手農家の大幅な減少要因は、農業専従者が高齢化により当該農家の要件である六〇歳未満から六〇歳を超えるに至つてのこと及び年間農業従事が一五〇日を割ったことによります。稼作地域などでは後者の要因が強いとみられますが、全体的には前者による影響が大きいと推察されます。ところで、こうした農業専従者は平均寿命が延びていることもあって、農業経営からリタイアす

図4 農業労働力保有状態別農家数（販売農家）



区分			計	農業専従者 がいる	60歳未満の 男子農業専従者 がいる	農業専従者 がない
旧保有状態別	構成比	平. 2 昭. 60	100.0 100.0	43.6 47.2	20.9 25.9	56.4 52.8
	増減率 (平. 2/昭. 60)	△ 10.4	△ 17.2	△ 27.7	△ 4.3	

注：この表は、統計の連続性を見るため、旧定義によって計算したものである。

る時期が遅くなっています。このため、今回センサスでは男子農業専従者のいる農家については六〇歳という従来からのグレイドと併せて六五歳というのを入れており、これでみると八一万戸を数えます。

つまり、五年前の六〇歳未満男子農業専従者のいる農家の八六万户と余り差がない訳です。将来の農業の担い手という観点では、若い層でありましょうが、現実の担い手の実態を考える場合には何も六〇歳にこだわらなくてよいのではないかと思われます。それに、女子の農業専従者のいる農家が一〇〇万戸、三四%を占めておりまして、男子のそれ（一〇六万户、三六%）に匹敵する戸数シェアとなつております。注目しておく必要があります。

◎大規模層は複合化進む

販売農家の農業経営は、単一経営（農家の農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が八割以上を占める）が七〇%と大半を占め、次いで準單一複合経営（同六・八割）が二三%、複合経営（同六割未満）が七%となっています。この五年間の動きでは、全体として単一経営が高まっておりまして、水田農業確立対策の下で転作作物の導入が進んでいることを考えますと、一見奇異な感じがします。ところが、この状況を経営耕地規模別にみますと、小規模層では商業に傾斜する中で農業経営は稻作等に单一化を強めているのに対し、大規模層ではむしろ複合化が進展しています。つまり、担い手層では、複合化によって事業規模の拡大を図り、農業就業と所得の確保を図ろうとしている姿が浮かび上がります。事実、先にお話ししました“六〇歳未満男子農業専従者のいる農家”は、年間就業可能な“酪農”とか“施設園芸”などの単一経営か、又はこれらに他

部門を組み合せた、いわゆる一部門複合が支配的で、全体的にみると複合経営が半分を占めています。

◎施設園芸、畜産では農業投下労働日数五〇〇日以上

農業経営規模を表す指標として、センサスでは従来から“経営耕地面積”と“農産物販売金額”を用いておりますが、これらは一長一短がありますので、今回新たに“農業投下労働日数規模別分類”という指標を導入しております。これは、農業経営（農作業受託を含む）に投入された労働量、すなわち家族はもちろん農業雇用・手間替え・手伝い及び農作業請負に従事した日数を合計したもので、そのグレイドは農業専従者（一五〇日以上）を一人とか〇・五人、あるいは四人確保している経営というような意味合いを持っています。そこで、その利用を期待している訳です。ここでは、農業経営組織別統計とクロスしていますが、非常にその特色が出ているかと思います。つまり、稻作単一経営では一〇〇・一九九人日が最も高く、これ未満の階層で六六%を占めていますが、他の各経営では五〇〇・六九九人日が最も高く、例えば施設園芸では四五%、畜産では四一%を占め、五〇〇人日以上層がそれぞれ八三%、六八%を占めています。

(2) 農家人口と就業構造

◎六五歳以上の高齢者が二〇%台へ

農家人口は一七三〇万人で、この五年間に二〇〇万人、一〇・四%の減少となっています。農家人口のうち六五歳以上の高齢者の占める割合は、昭和六〇年の一七・一%から二〇・〇%に高まっています。

ます。全国総人口のうち六五歳以上の高齢者の占める割合が、一一・六%であることからみますと、農業人口の高齢化を伺い知ることができます。およそ二〇年くらい先行しております。

◎他産業就業に一層傾斜

農家世帯員のうち就業可能とみられる一六歳以上の者は一三〇八万人であり、その内訳は農業就業人口が五六五万人、他産業就業人口が六一一万人となっており、両者は昭和五五年に逆転して以降一層後者の比重が高まっています。もともと、販売農家と自給的農家では世帯員の就業構造に著しい差異があり、自給的農家では他産業就業人口が五割強となり、農業就業人口は三割を切っています。

◎農業の担い手ほど減少度合い強い

次に、農業労働力に着目してみると、過去一年間に一日以上自家の農業（農作業受託を含む）に従事したもの（農業従事者）は一〇三七万人で、一六歳以上世帯員の七割は多少とも農業に従事しています。農業従事者は、この五年間に八・八%減と、農家数の減少率を若干下回る程度で減っています。問題は農業の中心的担い手の動向で、農業従事者のうち自家農業のみ従事と、兼業に従事している者を加えた数が農業就業人口ですが、この五年間に九・四%減少しています。更に、農業就業人口のうち、ふだん仕事を主とするもの、すなわち基幹的農業従事者では同期間に一五%も減少しています。

このように農業の担い手ほど減少度合いが強く、しかも五〇年代後半に比べて減少テンポも高まっているのが特色です。その上、農家の借入耕地面積は、五年前に比べて三割近く増え四一萬haと、全耕地の一割近くになっております。（図5）階層別には、経営耕地規模の大きい農家ほど借入割合が高く、都府県の二・五ha層では

業従事者の高齢化が進展しており、販売農家でみましても、五〇歳以上の者が男子で五四%、女子では五九%となっています。

◎ウイークエンドファーマー四・三%

農業、農家の継承の問題に接近するために、今次センサスではあつぎに関しては同居あつぎと併せて新たに他出あつぎの状況を調査し、又、家族の世帯構成を統計表示しております。先ず、あとづきについてですが、我が国総農家のうち同居あつぎのいる農家は五三%、このうち五・六%は女子のあとづき予定者です。同居あとづきのいない四七%の農家でも、このうち九・八%の農家は他出あとづき予定者を確保しており、現に週末などに親元に帰り農業に従事している、いわゆる“ウイークエンドファーマー”という農家が四・三%を占めています。こうした者は広島等中国すじには多いようで、その動向が注目されます。

次に、家族構成別農家数ですが、世帯主夫婦と同居あつぎがいる農家は総農家の四八%、世帯主は夫婦で同居あつぎがない農家が四〇%、世帯主が単身の農家が一一%となっています。自給的農家になりますと、六五歳以上の世帯主の二三%が単身で、しかも一四%は一人暮らしとなっています。

(3) 耕地の貸借と農作業の受委託

○大規模層ほど耕地の借入れが進む

農家の借入耕地面積は、五年前に比べて三割近く増え四一萬haと、階層別には、経営耕地規模の大きい農家ほど借入割合が高く、都府県の二・五ha層では

五一%と半数強が借り入れており、又五ha以上層では六七%に達しています。(図6)しかし、注目されるのは上層階層ほど借り入れ割合の高まり方が顕著となっている点で、このための一戸当たり平均借入面積も増加し、五ha以上層では三・三haとなっています。

一方、農地の出し手は、販売農家では中小規模層を主体としており、又自給的農家でも顕著で、所有耕地の二六%を貸し付けております。更に注目すべきは、農地の出し手として“土地持ち非農家”が大きな比重を占めていることで、借入農地四一万haのうち約半分は農家以外の土地持ち非農家からの提供によるものとみられます。

(図5)

このような結果、耕地面積は上層農家に集積する傾向にあり、都府県の三ha以上層でみると、五年前の一四・一%から一七・六%に高まっています。(図7)北海道では二〇ha以上層で四九・五%から五五・八%と五割を超えてます。都府県では農地貸借を主体とした農地流動化により着実に上層階層で經營耕地の集積が進展しているとはいえ、農家以外の農業事業体分を加えても一九%であり、今後のテンボに注目したいところです。

◎大規模層ほど農作業請け負い多い

実質的な規模拡大の手段として一層注目される農作業請負いについてみたいと思います。

先ず、請け負わせた方ですが、水稻作業をよそに出した農家の割合は、販売農家では四六%、自給的農家では六〇%となっています。これを五年前に比べると、主要作業では販売農家、自給的農家ともその割合が高まっており、外部依存が進展していることが伺え

図5 耕地の借入れ、貸付面積及び耕作放棄面積

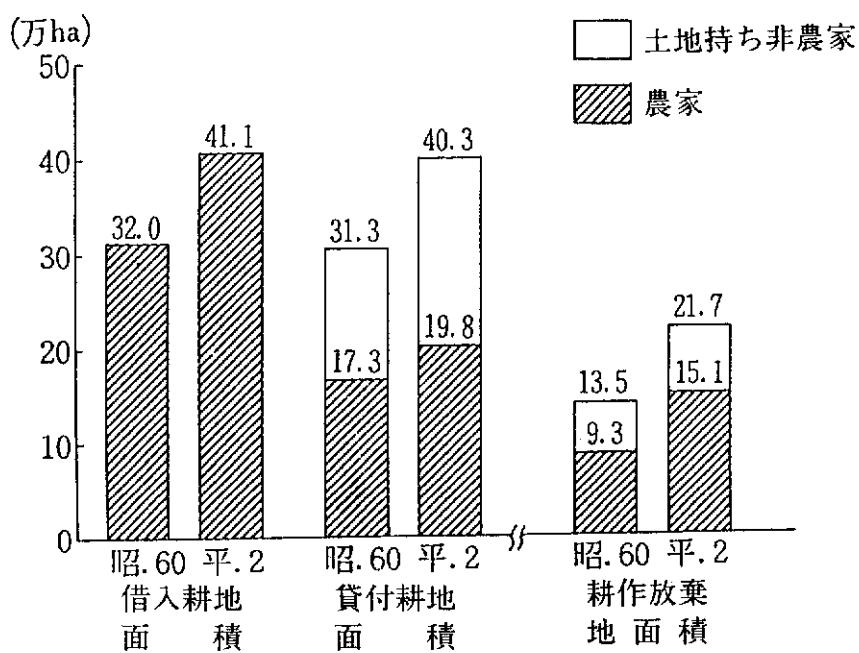


図6 経営耕地規模別の耕地の借入状況（都府県）

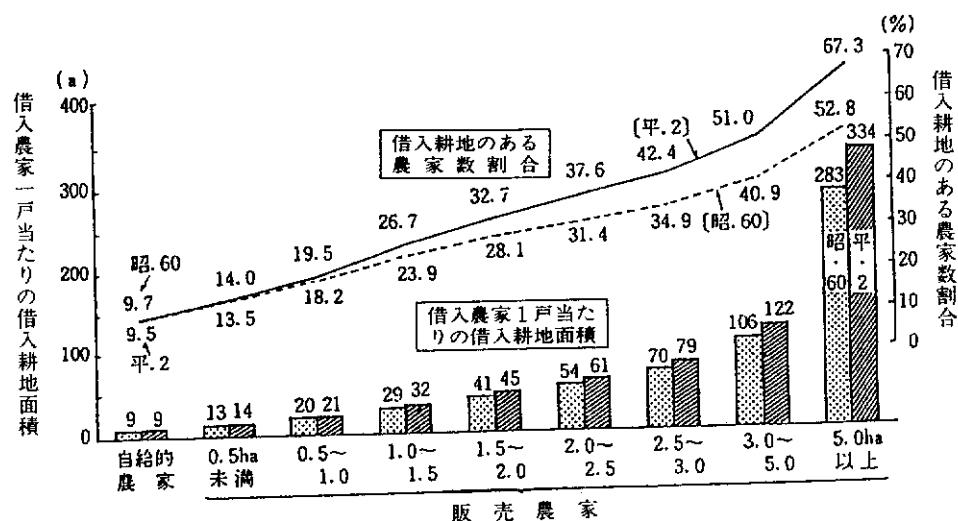
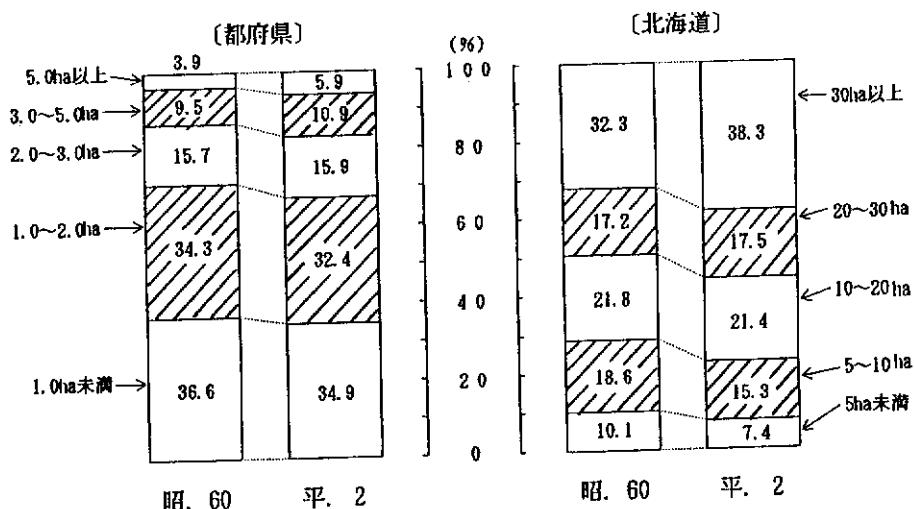


図7 経営耕地面積の規模別構成



ます。

一方、水稻作業を請け負った農家は一五万一千戸で、五年前に比べると、その割合は、五・八%から五・九%とわずかな高まりです。しかし、経営耕地規模別にみると、規模の大きい階層ほど請負農家割合が高く、例えば5ha以上層では三四%となつており、こうした傾向が強まっています。しかも、注目されることは大規模層ほど耕地の借入れと併せて農作業請負いを行う農家が多いということです。(図8)

(4) 農業生産

◎野菜 施設園芸、畜産が主位部門の農家割合高まる

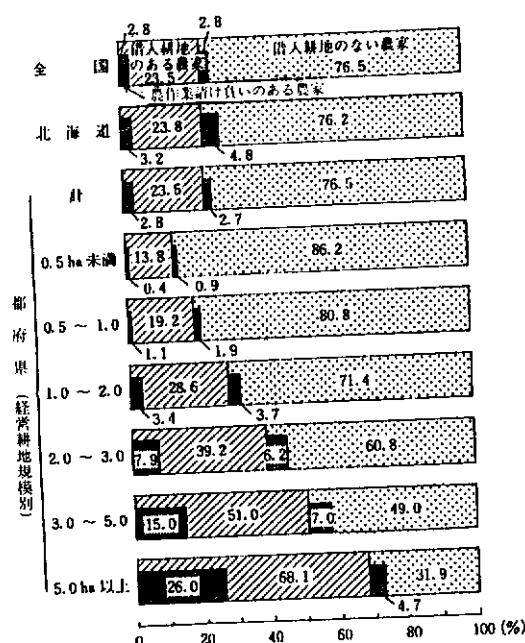
販売農家の農産物販売金額の主位部門別農家数構成は地域によって多様になっています。

都府県でみると、稻作が六二%と過半数を占め、以下果樹・野菜・畜産・工芸農作物の順となっていますが、この五年間では稻作及び工芸農作物の割合が低下し、野菜・畜産及び施設園芸の各部門の割合が高くなっています。

◎施設園芸は、施設規模の大きい農家が増加し、施設面積も増加

販売農家の施設園芸については、五年前に比べてハウス及びガラス室のある農家数はわずかに減少していますが、施設規模二〇a以上の割合が高くなっています。

図8 農作業を請け負った農家数割合(借入耕地有無別・販売農家・平.2)



注: 沖縄県は含まない。

◎畜産は、大規模飼養階層に飼養頭羽数が一層集中

販売農家の家畜飼養農家数は、五年前と比べて各畜種とも規模の小さな階層を中心に減少しましたが、大規模階層の飼養頭羽数の増加もあって、大規模飼養農家数の飼養頭羽数シェアが一層高まっています。(図9)

◎大型の農業用機械の普及が高まる

農家一〇〇戸当たりの農業用機械の所有台数をみると、動力耕耘機・農用トラクターはじめ各機械とともにかなり普及していますが、五年前と比べると高馬力の乗用型トラクターや自脱型コンバインといった大型の農業用機械の普及が進んでいます。

(5) 農家以外の農業事業体

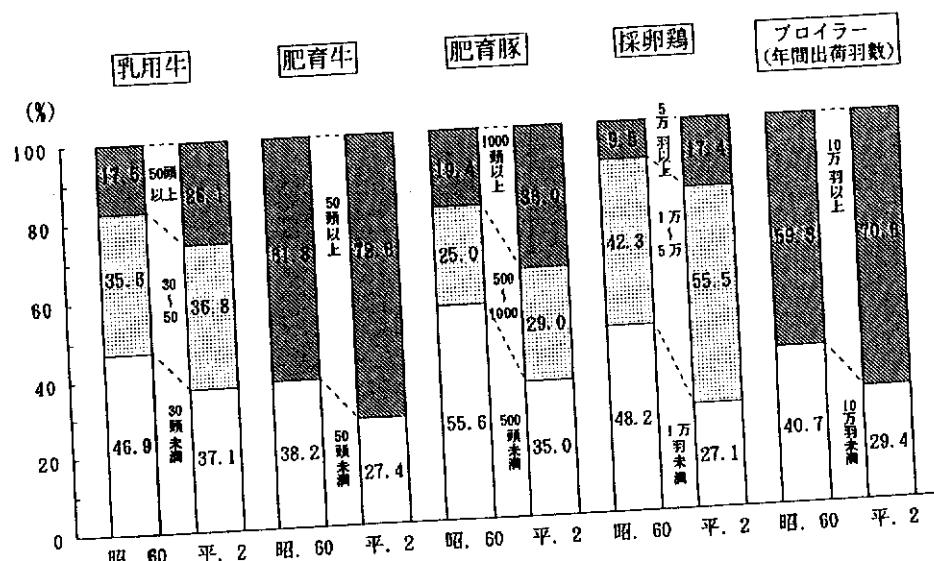
◎中小家畜の部門で高い生産シェア

協業経営体、会社等の農家以外の農業事業体総数は一万一六二〇事業体で、この五年間に5%減少しています。しかし、これらの事業体の我が国農業における比重は高まっており、耕種部門や大家畜の分野ではそれほど大きな生産シェアとなっていませんが、肥育豚では三〇%、ブロイラーでは四七%と半数近く、更に採卵鶏では五〇%に達しています。

四、農業サービス事業体調査結果

◎半数以上の事業体が水稻作サービスに取組む
事業体総数は二万一八一四で、農家以外の農業事業体の約二倍存 在していることがわかりました。その運営主体は、農家集団による

図9 家畜の飼養農家の頭羽数のシェア(販売農家)



ものが六三%と過半数を占め、農協によるものが三四%、両者で九六%を占めています。

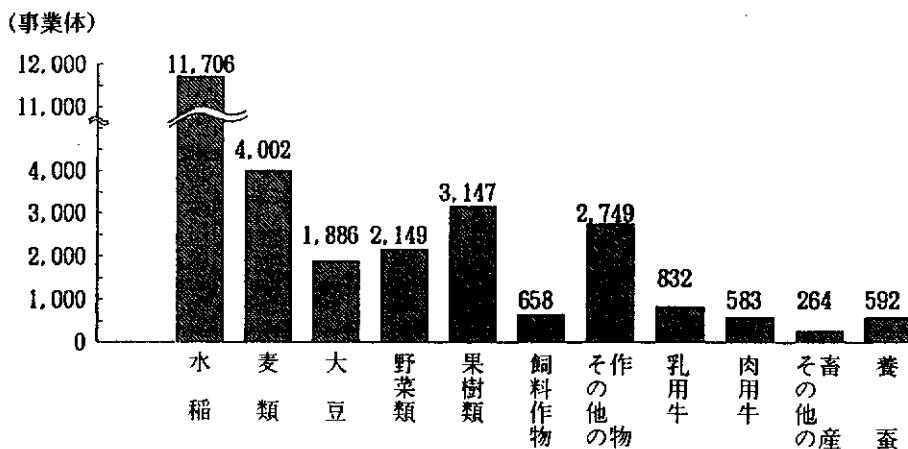
農業サービスの対象作目でみると、水稻が最も多く五四%と半分を占め、次いで麦類が一八%、果樹も防除等を主体に一四%と多く、畜産は七%と少ない状況となっています。(図10) 注目されることは、一事業体当たりの事業量(受託量)が非常に大きいということで、例えば水稻の育苗では六六ha、乾燥調製では七六haと、三集落分の水稻面積に相当します。

◎作業面積シェアは育苗、乾燥調製で高い

これらの事業体が、我が国農業生産の上で、どのくらいの役割を果たしているかですが、それを作業実施面積シェアでみたいと思います。水稻作サービス事業体では、育苗で一一%、耕耘・代かきで五%、稲刈り・脱穀が六%ですが、乾燥調製では二一%と高くなっています。(図11) 又、麦作サービス事業体では、特に乾燥調製が五八%と約六割のシェアとなっています。

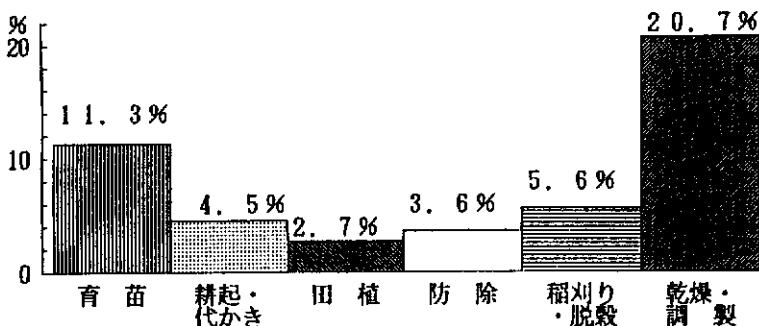
このように、これらのサービス事業体は、ほ場段階の農作業受託はまだ少ないが、育苗とか乾燥調製を主体に大きな役割を果たしており、事業規模が大きいだけに地域農業の生産性向上に貢献しているのではないかと考えられます。地域によつては、ほ場段階の作業受託でも五割を超えているところも少なくなく、地域農業にとっては極めて重要な地位にあると思われます。

図10 農業サービス対象作目別事業体数



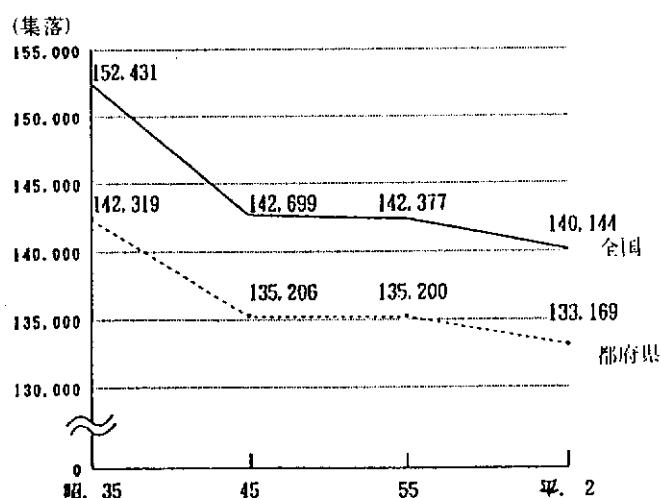
注：複数の作目をサービス事業の対象とするものは、それぞれの作目に計上した。

図11 水稲作付面積に対する水稻作サービス事業体の作業シェア
(水稻作付面積に対する水稻作サービス事業体が実施した作業面積の割合)



注：「耕地及び作付面積統計」(平成元年)における水稻作付面積(2,076千ha)を100.0%としたものである。

図12 農業集落数の推移



注：1 昭和45年以前の数値は、沖縄県を含まない。
2 農家点在地を含まない。

五、農業集落調査結果

◎混住化進む

農業集落数は一四万一〇〇集落で、この一〇年間に二二〇〇集落減少しています。(図12) これは過疎化及び都市化により耕地のかい廃や農家数が減少し、集落における農業生産上の共同体的機能が失われたこと等によるものです。

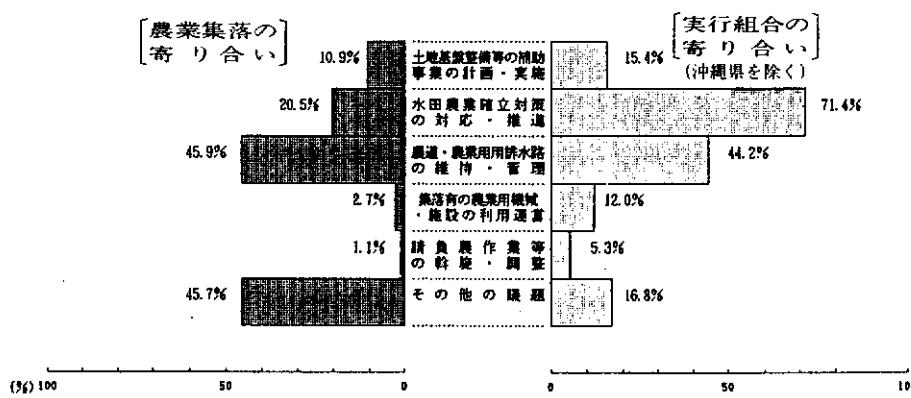
一農業集落当たりの平均戸数は一七二戸で、このうち農家一八戸、非農家一四四戸で、その比率は一六対八四です。一〇年前の昭和五五年当時二三対七七であったことからみても混住化の進展ぶりは伺えます。このため、農家率別農業集落数は、農家率が低い階層のシェアが高くなる傾向にあります。それでもなお農家率五割以上の農業集落が五三%を占めています。

◎寄り合いの議題は“農道等の維持・管理”

農業集落では、意思決定方法として通常、“寄り合い”がもたられており、その開催状況は集落機能發揮の重要な指標の一つであります。農業集落において過去一年間に寄り合いを開催したのは全集落の九七%を占めています。その主な議題をみると、「農道・農業用排水路の維持・管理」が四六%と最も多く、これ以外では祭り、ごみ処理等生活関連を含めて多様です。(図13)

次に、農業集落内の農道及び農業用排水路の補修や清掃をどのように行っているかについてみると、「道ぶしん」とび「溝さいい」を集落として管理している農業集落の割合はそれぞれ六五%、七六%となってています。集落が混住化等によって変貌しているとはいえ、依然として大半の集落ではその集落機能を發揮しているとい

図13 寄り合い議題別農業集落数割合



注：農業集落または実行組合で寄り合いを開催している農業集落数を100.0とした構成比である。

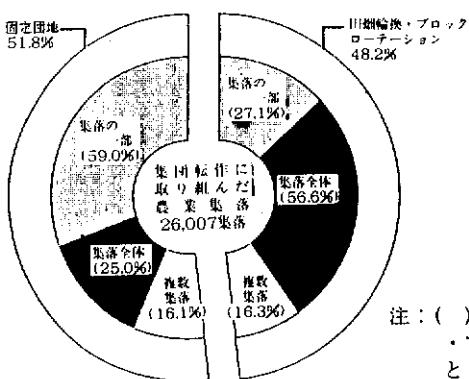
えるかと思います。

◎集落の集団的土地区画整理事業

水田農業確立対策下で水田の集団転作にどのように取り組んだか注目されるところですが、全国では一九%の集落で取り組んだ結果となっています。その集団的土地区画整理事業方式は、「固定団地」方式の集落が五二%、「田畠輪換・ブロックローテーション」方式の集落が四八%となっています。(図14) 地域的には、だいぶ特色をもつているようです。

(農林水産省統計情報部)

図14 集団転作に取り組んだ農業集落の集団的土地区画整理事業別農業集落数の構成比
(沖縄県を除く)



注：() 内の数値は、「固定団地」及び「田畠輪換・ブロックローテーション」をそれぞれ100.0とした構成比である。